

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 基金の延長及び平成20年度中に基金を積み増すことを目的として、平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金が交付され、また、新たに交付対象事業に福祉・介護人材の緊急的な確保を図ることが追加されることに伴い所要の改正を行う。
- (2) 国の緊急的な生活対策及び雇用対策に伴い、新たに基金を設置する。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置目的及び処分事由に福祉・介護人材確保に関することを加える。
- (2) 次のとおり基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金	地域の活力を維持・再生するために、地域の諸課題に柔軟に対応して県民の生活基盤の整備を図り、もって県民生活の向上に資すること。
鳥取県安心こども基金	保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するなど、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うこと。
鳥取県消費者行政活性化基金	消費生活相談の複雑化・高度化に対応して、消費生活相談窓口の機能強化等を図ること。

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、規則で定める日とする。